

## 函館市営住宅駐車場管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市営住宅の共同施設である駐車場の管理等について、函館市営住宅条例（平成9年函館市条例第29号。以下「条例」という。）および函館市営住宅条例施行規則（平成9年函館市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(自動車の要件)

第2条 駐車場を使用できる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車、小型自動車および軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）を除く。）であって、次に掲げる要件のすべてを具備するものとする。ただし、その勤務する事業所等の保有する自動車を勤務先の承認を得て常時通勤に使用する場合であって、特に市長が認めるときは、第1号および第2号に掲げる要件を具備することを要しない。

- (1) 自動車検査証の所有者欄（割賦販売および賃貸借契約等の場合にあつては、使用者欄）に記載されている者が駐車場の使用者であること。
- (2) 自動車検査証に自家用自動車として記載されていること。
- (3) おおむね全長470センチメートル以下、車幅170センチメートル以下、かつ、車高200センチメートル以下であること。ただし、特別に整備された駐車区画を使用しようとする場合であつて、特に市長が認めるときはこの限りでない。

(使用者の資格の特例)

第3条 条例第58条の9第2項に規定する市長が特に認めるときは、次の各号のいずれかに掲げるときとする。

- (1) 入居者または同居者が介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項または第4項に規定する者である場合であつて、その者の介護等をする者の駐車区画を確保することが必要であるとき。
- (2) 駐車場が設置された団地に併設し、または隣接する公共的施設（

老人福祉施設，児童福祉施設，身体障害者更生援護施設，知的障害者援護施設，母子福祉施設，保健センター，学校その他これらに類する施設であって，当該施設に併設し，または隣接する団地の入居者または同居者が当該施設を利用するものをいい，地方公共団体が設置するものを除く。以下同じ。）の長で次のアからオまでのすべてに該当するものが，駐車場の使用を必要としているとき。

ア 駐車場の使用期間が使用可能日から起算して1年を経過した日までであること。

イ 公共的施設の敷地もしくは建物の形状または周辺環境に照らし，当該公共的施設の設置者が自ら駐車場を整備することができず，かつ，当該公共的施設の敷地またはその周辺に駐車場を確保することができないことが明らかなこと。

ウ 駐車場の使用者は，公共的施設の長であること。

エ 自動車の所有者または使用者の氏名，自動車登録番号等駐車場使用申込書に記載すべき必要事項がすべて明確であること。

オ 駐車場の使用者と駐車する自動車に係る自動車検査証の所有者欄（割賦販売の場合にあっては，使用者欄）に記載されている者と異なる場合にあっては，当該記載されている者が当該公共的施設の職員であることまたは駐車する自動車が当該公共的施設の業務に使用されるものであること。

（使用申込書の添付書類）

第4条 規則第46条第1項に規定する自動車を使用する権利を有することを証する書類は，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める書類とする。

(1) 第2条ただし書に規定する場合に該当する場合 別記第1号様式の同意書

(2) 使用申込みをする者が自動車の所有者（割賦販売の場合にあっては，使用者）でない場合 別記第2号様式の誓約書および購入し，または譲渡を受けたことを証する書類

2 使用申込みをする者が条例第58条の10第5項に規定する1戸に

つき 1 区画を超えて使用申込みする場合は、別記第 3 号様式の誓約書を提出しなければならない。

3 使用申込みをする者が第 3 条第 1 号に掲げるときは、介護保険被保険者証の写しおよび別記第 4 号様式の誓約書を提出しなければならない。

4 使用申込みをする者が第 3 条第 2 号に掲げるときは、別記第 4 号様式の 2 の誓約書および別記第 4 号様式の 3 の理由書を提出しなければならない。

(駐車場使用者の優先決定)

第 5 条 条例第 5 8 条の 1 0 第 4 項ただし書に規定する他特別な事情がある場合は、入居者または同居者が規則第 1 3 条第 1 項第 5 号イに掲げる者または介護保険法第 7 条第 3 項もしくは第 4 項に規定する者である場合とする。

(記載事項変更の届出書)

第 6 条 婚姻、自動車の買換等により氏名または使用する自動車について変更があった場合の届出書は、別記第 5 号様式によるものとする。

(駐車位置の変更申請書)

第 7 条 駐車場の使用者が、駐車位置を変更しようとするときは、別記第 6 号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、別記第 7 号様式の通知書により当該申請した者に通知するものとする。

(駐車場使用料の減免基準)

第 8 条 条例第 5 8 条の 1 1 第 6 項に規定する特別な事情がある場合は、日常生活において自動車の使用が不可欠であって、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 駐車場の使用者が、身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、下肢または体幹の障害により身体障害者福祉法施行規則（昭和 2 5 年厚生省令第 1 5 号）別表第 5 号に規定する 4 級以上に該当するものである場合

(2) 駐車場の使用者の属する世帯の収入が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の基準のうち市長が定める額の0.8倍以下である場合

2 前項に規定する場合の駐車場使用料の減免額は、全額とする。

3 次のいずれかに該当する場合は、当該駐車場に係る駐車場使用料は減免しない。

(1) 生活保護法による保護を受けている場合（福祉事務所長の承認を得ている場合を除く。）

(2) 条例第58条の10第5項の規定により駐車場を使用する場合

(3) 第3条第1号の規定により駐車場を使用する場合

(4) 市営住宅使用料または駐車場使用料を2ヶ月以上滞納している場合

（駐車場使用料の減免申請等）

第9条 駐車場の使用料の減免を受けようとする者は、別記第8号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、減免の可否を決定し、別記第9号様式の通知書により当該申請した者に通知するものとする。

3 減免の期間は、申請した日の属する月の翌月（駐車場を新たに使用開始した者にあつては、当該申請をした日の属する月）から1年以内の期間とする。

4 市長は、減免することと決定した場合において、減免の必要がなくなったと認めるときは、減免を中止するものとする。

5 市長は、不正の行為により減免の決定を受けたことが判明したときは、当該決定を取り消すものとする。

（管理規程）

第10条 条例第61条の規定により駐車場の管理を受託した者は、あらかじめ市長と協議して、この要綱に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な管理規程を定めることができる。当該定めた管理規程を改廃するときも同様とする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。